

もくじ [非表示]

1. 「社外監査役」である旨の登記
 2. 「社外取締役」である旨の登記
- 特別取締役
 - 指名委員会等設置会社
 - 監査等委員会設置会社

1. 「社外監査役」である旨の登記

「社外監査役」である旨の登記をしなければならないのは、「監査役会設置会社」のみ。

「監査役会」の設置が強制されるのは、

①公開会社 かつ

②大会社

※「指名委員会等設置会社」「監査等委員会設置会社」は除く
(監査委員会) (監査等委員会) がカブっているから。

逆にいえば、たとえ「大会社」であっても「非公開会社」であるなら
「監査役会」の設置義務はない。

2. 「社外取締役」である旨の登記

「社外取締役」である旨の登記をしなければならないのは、

①「特別取締役」による議決の定めがある場合

②指名委員会等設置会社

③監査等委員会設置会社

◆「取締役に関する登記」と「社外取締役である旨の登記」は、別個の登記である。

特別取締役

以下の要件のいずれにも該当する場合「特別取締役」を設置できる

①取締役会設置会社であること

②委員会等設置会社でないこと

※「指名委員会等設置会社」には「執行役」がいるので
迅速な意思決定ができる人が存在するので、
「特別取締役」は要らない

③取締役の数が6人以上であること

④取締役のうち1人以上が社外取締役であること

- a. 重要な財産の処分及び譲受け
- b. 多額の借財についての取締役会の決議について、
「特別取締役（3人以上）」の議決をもって行うことができる

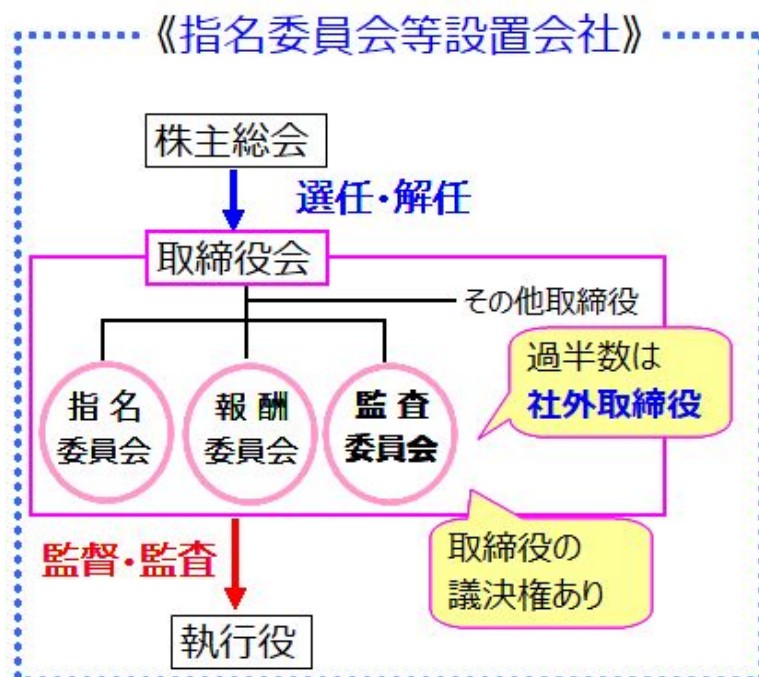
《 決 議 》

「特別取締役による議決の定めの設定」及び「特別取締役の選定」は取締役会の決議による

⇒「定款」で定めること、または定款の定めにより株主総会で選定決議を行うこともできる

指名委員会等設置会社

①	「取締役会」は『会議体』だから「3名以上」
②	「取締役会」のメンバーは「 社外取締役 」もOK
③	各委員会の構成員は「3名以上」、 過半数は「社外取締役」
④	「監査委員会」を組織する「監査委員」は「業務執行役」を兼ねることはできない
⑤	1人の取締役が同時に複数の委員会に属することはOK ▼ 最低3名の取締役の内、2名が社外取締役だったなら、3名のみで3つの委員会を構成できる
⑥	「取締役」と「執行役」は兼ねることができる ▼ 「執行役」は前提資格は取締役であることは要求されていない。 だから、 <u>取締役は最低3名で成り立つ。</u>



監査等委員会設置会社

①	「監査等委員会設置会社」では、取締役は「最低4名」必要になってくる
②	「取締役会」は『会議体』だから「3名以上」
③	「取締役会」のメンバーは「社外取締役」もOK
④	監査等委員会の構成員は「3名以上」
⑤	「過半数」は「社外取締役」
⑥	「監査委員会」を組織する「監査委員」は「業務執行役」を兼ねることはできない
⑦	1人の取締役が「監査等委員会」に属することはOK ▼しかし、 ●「取締役会」の中の「代表取締役」は、「監査等委員会」のメンバーには入れない

